

適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和6年11月26日
公正取引委員会

(1) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月）

労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの12の行動指針

- <指針の内容> ✓取組方針を経営トップまで上げて決定 ✓発注者側からの定期的な協議の実施
✓価格交渉の際、公表資料を用いること 等

(2) 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和6年5月開始）

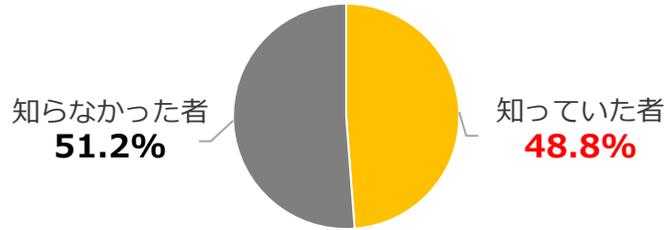
- ・ **労務費転嫁指針の取組状況をフォローアップ**
(指針に沿った事業活動の状況について、12の行動指針ごとに把握)
- ・ 令和5年度に行った注意喚起文書の送付(8,175名)や事業者名の公表(10名)の対象になった事業者の取組状況をフォローアップ
- ・ **11万名を超える事業者**を対象に実施
- ・ コストに占める労務費の割合が高い、労務費の転嫁率が低いといった、**特に対応が必要な業種**に対して重点的に調査票を送付
- ・ 令和6年内を目途に調査結果を取りまとめ
- ・ 労務費の転嫁を妨げていることが疑われる事案などについては、立入調査を実施
- ・ 問題につながるおそれのある行為が認められた場合には、注意喚起文書を送付
- ・ 調査結果を踏まえた事業者名の公表については、令和5年11月に公表した方針※の下で、個別調査を実施
※ 相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表
- ・ 下請法運用基準（令和6年5月改正）、独占禁止法Q & Aの考え方にに基づき、独占禁止法や下請法に違反する事案について、引き続き厳正に対処

(3) 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果（速報値）

- ✓ **労務費転嫁指針の認知度は半数程度と道半ば。他方、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。**
- ✓ **労務費に係る価格協議は進展しており、労務費の転嫁率も昨年度調査より上昇している。**

① 労務費転嫁指針のフォローアップ

《労務費転嫁指針の認知度》（※1）



（※1）発注者・受注者の立場を問わず、指針について「知っていた」か否かの割合。指針の認知度を都道府県別にみると、東京都、神奈川県、愛知県、栃木県、大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県、沖縄県では40%を下回っており、地域別に差がある。

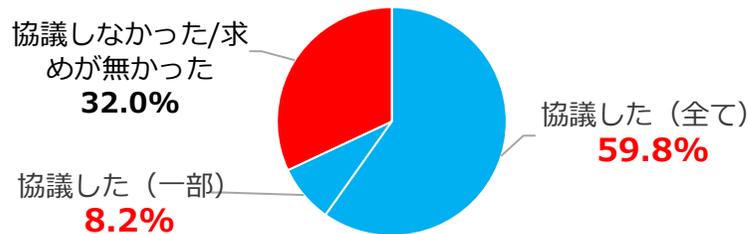
《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（※2）



（※2）受注者の立場として、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合。

② 価格協議の状況

《労務費に係る価格協議の状況》（※3）



（※3）発注者の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%）。

《コスト別の転嫁率》（※4）

（受注者からの価格転嫁の要請額に対する引き上げられた金額の割合）

	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3ポイント上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6ポイント上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8ポイント上昇)

（※4）この転嫁率は、飽くまでも受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであり、そもそも受注者が転嫁してもらいたいと考える額よりも低く抑えて要請した可能性があることに留意する必要がある。

① 出張！トリテキ会議（取引適正化推進会議）



- ◆ 労務費転嫁指針の活用推進のための中小企業向けプッシュ型広報・広聴企画
- ◆ 全国の商工会議所等で実施
- ◆ 令和6年度は15件実施（令和6年10月末現在）

② 労務費転嫁指針普及啓発動画



労務費転嫁指針の普及啓発動画を公開（令和6年11月）

③ 下請取引適正化推進月間



- ◆ 毎年11月を下請取引適正化推進月間として、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施
- ◆ 令和6年度は労務費転嫁推進に重点を置いた取組を実施

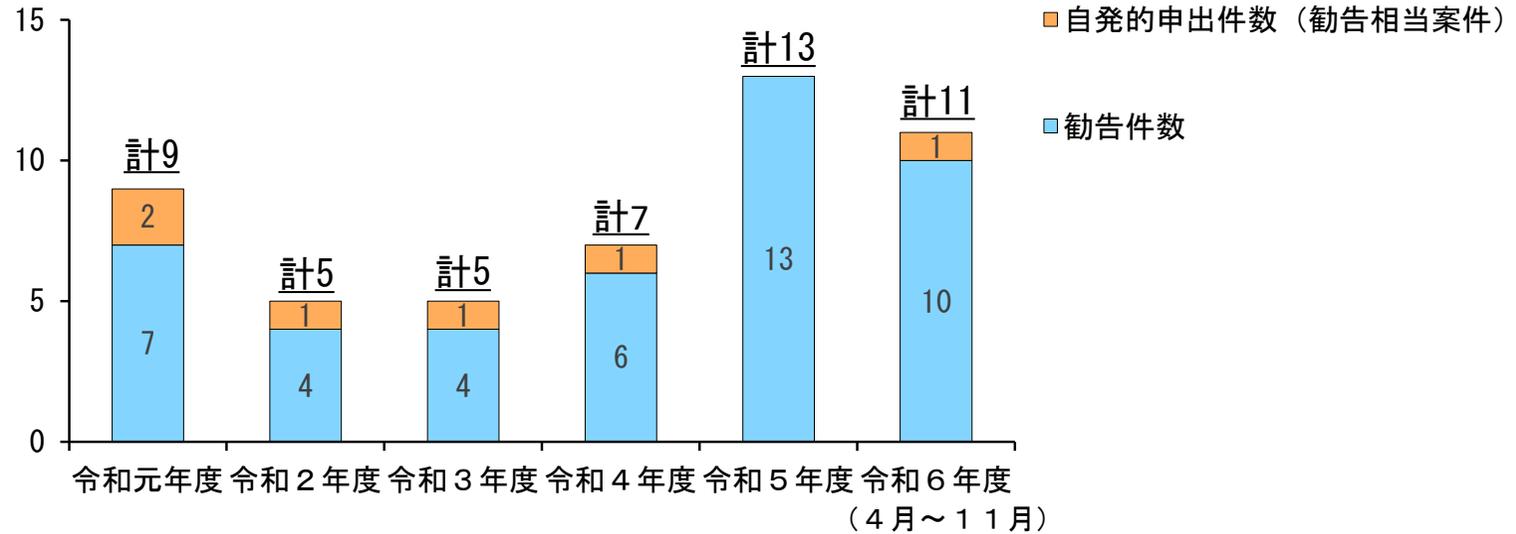
④ 労務費転嫁指針等解説動画



受注側企業向けの解説動画を公開（令和6年11月）

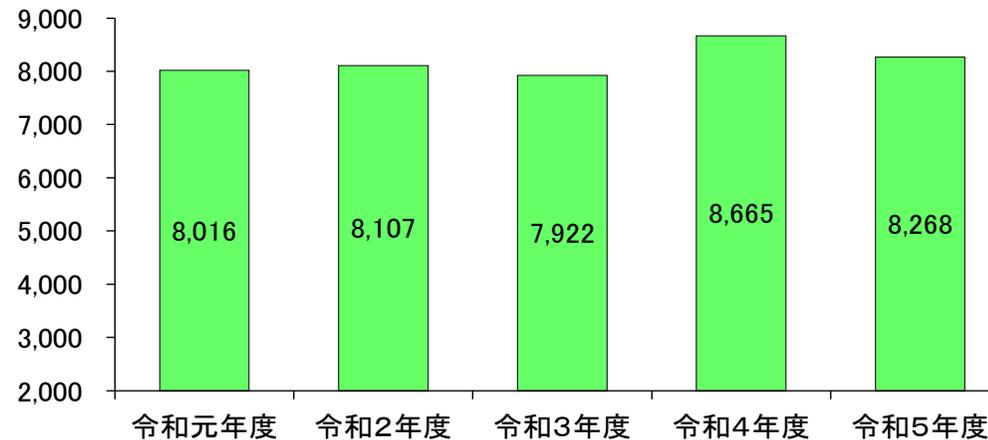
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



(参考) 下請法に基づく最近の勧告事案 (令和5年度)



勧告対象事業者	違反行為類型	概要
(株)ノジマ (R5.6.29)	減額	「拡売費」の額、「物流協力金」の額等を下請代金の額から減じていた。
サンケン電気(株) (R5.11.30)	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型を貸与していたところ、当該金型について、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由として廃棄等の希望を伝えられていた、又は自社自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を行わせていた。
(株)伊藤軒 (R5.12.22)	①減額 ②返品	①「春夏協賛」の額、「秋冬協賛」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ②下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。
(株)メタルテック (R6.1.23)	減額	「屑費」の額を下請代金の額から減じていた。
王子ネピア(株) (R6.2.15)	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	下請事業者が必要な資材等を確保して納品の意思表示を行っているにもかかわらず、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者は、既に手配していた、資材の仕入代金等を負担していた。
ダイオーロジスティクス(株) (R6.2.21)	購入・利用強制の禁止	自社が提供する貨物の運送が、本件下請事業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、自社が提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせていた。
サンデン(株) (R6.2.28)	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品又は附属品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させていた。
日産自動車(株) (R6.3.7)	減額	「割戻金」を下請代金の額から減じていた。
コストコホールセールジャパン(株) (R6.3.12)	①減額 ②返品	①「クーポンサポート」又は「オープニングサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 ②下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。
(株)ビッグモーター (R6.3.15) (株)ビーエムハナデン (R6.3.15)	①買ったたき ②購入・利用強制の禁止 ③不当な経済上の利益の提供要請	①下請事業者に対し、コーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来単価から引き下げた単価を設定した。 ②下請事業者に対し、当該事業者が車両のクリーニング作業中に車内に水をかけたとして、当該事業者の給付の内容と直接関係がないにもかかわらず、当該車両の購入を要請し、購入させるなどしていた。 ③環境整備点検対策として、店舗の仕上げ小屋の掃除などを無償で行わせるなどしていた。
(株)G i o (R6.3.19)	減額	「値引」と称して下請代金の額から減じていた。
ニデックテクノモータ(株) (R6.3.25)	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型等を貸与していたところ、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させていた。

(参考) 下請法に基づく最近の勧告事案 (令和6年度)



勧告対象事業者	違反行為類型	概要
生活協同組合コープさっぽろ (R6.5.22)	減額	「月次リベート」の額、「システム利用料」の額等を下請代金の額から減じていた。
三井食品工業(株) (R6.6.14)	減額	「物流協力金」の額、「物流費」の額等を下請代金の額から減じていた。
大阪シーリング印刷(株) (R6.6.19)	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後に自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、デザインのやり直しを無償でさせていた。
(株)トヨタカスタマイジング&ディベロップメント (R6.7.5)	①返品 ②不当な経済上の利益の提供要請	①下請事業者から製品を受領した後、当該製品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、当該製品を引き取らせていた。 ②下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させていた。
パルシステム生活協同組合連合会 (R6.9.4)	減額	「特売条件」の額、「DC利用料」の額を下請代金の額から減じていた。
SANEI(株) (R6.9.26)	①減額 ②不当な経済上の利益の提供要請	①「仕入割引」の額を下請代金の額から減じていた。 ②下請事業者に貸与している金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型を無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり1回行わせていた。
ナイス(株) (R6.10.23)	減額	「仕入割引」の額、「リベート」の額を下請代金の額から減じていた。
カバー(株) (R6.10.25)	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	下請事業者が作成したイラスト、動画用2Dモデル又は動画用3Dモデルについて、下請事業者の給付を受領した後に、下請事業者に対し、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償でさせていた。
(株)KADOKAWA及び(株)KADOKAWA LifeDesign (R6.11.12)	買ったたき	下請事業者に委託する雑誌の記事作成及び写真撮影業務の発注単価について、下請事業者と十分な協議を行うことなく、従前の単価から引き下げを一方的に決定し、当該引き下げ後の単価を適用していた。
住友重機械ハイマテックス(株) (R6.11.21)	不当な経済上の利益の提供要請	下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する金型及び部品に関して、下請事業者に対し、次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、引き続き、金型等を無償で保管させていた。

- ▶ 下請法違反行為に係る個別事件においては、金型の無償保管の問題や大手自動車メーカーによる減額等、サプライチェーンや業界全体への影響が及ぶ事案が生じた場合には、**勧告と同時に関連業界団体への申入れ**を行い、**事業所管省庁と連携**して、業界全体を挙げた**自主点検や研修を実施**するなど、**下請法遵守の裾野を広げる取組**を実施（下記事例参照）。

【事例1】サンケン電気株式会社に対する件（勧告）

公正取引委員会・中小企業庁の申入れ

- ▶ 以下、**金型関連業界団体**に申入れ（2023年12月15日）
 - ✓ 会員に、本件をはじめとする下請法違反行為事例を周知し、金型等の無償保管要請に係る下請法違反行為の未然防止に努めるよう促すこと
 - ✓ 取引適正化に資する取組を一層推進すること

日本自動車部品工業会の取組例（注1）

- ▶ 会員に対し緊急自主点検を要請（2024年3月15日）
 - ✓ 自ら襟を正し、下請法等の遵守について社内/グループ会社等に周知徹底し、その実践を指示すること
 - ✓ 社内/グループ会社を対象として、違法な商習慣が残っていないか、仕入先からの要請放置・協議拒否をしていないか、明らかな回答引き延ばし等の不適切な行動がないか等の点検について、現場任せにせず、経営トップ等が陣頭指揮を取って進めること

（注1）日本自動車部品工業会の[公表資料](#)に基づき作成。ただし、サンケン電気株式会社に対する件の際の申入れだけでなく、その後の同種勧告事案や、下記事例2に関連する中小企業庁からの申入れ等、その他の経緯も踏まえて、一連の取組が行われたものである。

【事例2】日産自動車株式会社に対する件（勧告）

公正取引委員会・中小企業庁の申入れ

- ▶ 以下、**日本自動車工業会**に申入れ（2024年3月14日）
 - ✓ 会員に、本件をはじめとする下請法違反行為事例を周知し、違反行為の未然防止の取組を促すこと
 - ✓ 今後の価格転嫁に係る法令遵守の在り方について、原価低減要請の在り方等を検討し、業界全体の取引適正化を一層推進すること

日本自動車工業会の取組例（注2）

- ▶ 労務費・原材料費・エネルギー費の適切な価格転嫁に向けた方針を決定するとともに（2024年5月23日）、上記方針を踏まえ、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」及び同計画の実効性向上のための「徹底プラン」を改訂・公表（2024年5月31日）。
- ▶ 下請取引についての緊急点検を実施した旨を公表（2024年9月19日）

（注2）日本自動車工業会の[2024年5月23日付](#)、[同月31日付](#)、[同年9月19日付](#)の公表資料に基づき作成。